

▼保育所等入所について▼

保育所等への入所

保育所等は、子ども・子育て支援法により保護者が働いている、病気療養中など「保育の必要性」のある児童を保育する施設であり、どの家庭のお子さんも無条件に入所できるものではありません。

保育所等は0歳から小学校就学前までの児童が生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期に、その生活の大半を過ごす場所で、豊かな人間性をもった児童を育成する場所です。

【支給認定について】

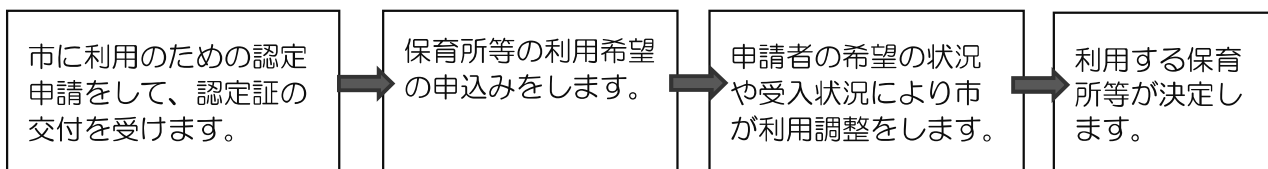
市では、保護者からの申請により、お子さんの年齢と保護者の就労状況に応じた「保育の必要性」から、認定を行います。認定結果に応じて、市から支給認定証が交付されます。

認定区分	対 象	保育の必要性	対象サービス
1 号	満3歳以上	なし	幼稚園・認定こども園（教育利用）など
2 号	満3歳以上	あり	保育園・認定こども園（保育認定）・小規模保育事業所など
3 号	0～3歳未満	あり	

- ・「**保育標準時間**」: 父母ともにフルタイム勤務(月120時間以上の就労)を想定した利用時間で、最長11時間の保育を利用できます。(保護者の病気等、出産、災害復旧及び虐待やDVのおそれがあることにより保育を利用する場合も標準時間となります。)※実際の利用時間は、保護者の就労時間等を各園で確認し、決定となります。
- ・「**保育短時間**」: 父または母、もしくはその両方がパートタイム勤務(月48時間以上の就労)を想定した利用時間で、最長 8 時間の保育を利用できます。(求職活動等のために保育を利用する場合も短時間となります。)

【手続きの流れについて】

- ・希望する保育所等の所在地に関わらず、笛吹市役所保育課に申込みを行います。



※認定申請と入所申込手続きは同時に行うことができます。

- ・ **4月入所（新年度入所）**（定員の状況により入所できない場合もあります。）

一斉入所の申込みの案内は、毎年9月頃広報ふえふきや笛吹市ホームページに掲載します。

- ・ **年度途中の入所**（定員の状況により入所できない場合もあります。）

原則月の初日からの入所となります。随時受付をしていますが、毎月20日締切りで翌月1日からの入所となります。(例：5月1日入所の場合、3月21日から4月20日が受付期間です。)

なお、月途中入所の場合は、入所希望日の10日前までに手続きをしてください。

※市外の保育所をご希望の場合、施設の所在する市町村に受入状況や必要書類などを確認してから申し込んでください。

※支給認定証は、交付申請がある場合のみ、交付します。

【入所できる要件・基準】

保育所等に入所できる児童は、児童・保護者の住所が笛吹市にある方で、保護者が次の①から⑪までのいずれかに該当する場合があります。(2号認定・3号認定)

①	会社員、パート、内職、公務員、自営業、農業などの仕事をしている。 (1日4時間以上かつ1か月に12日以上勤務・就労)	就労
②	母親が出産の前後である。 (産前2か月、産後3か月で出産予定月を含め6か月間に限る)	母親の出産
③	病気、負傷、又は心身に障がいがある。	保護者の病気等
④	常時病人や心身に障がいがある人の看護をしている。	病人の看護等
⑤	就学している。(職業訓練校を含む)	学生等
⑥	(市内保育所等に入所希望する場合) 勤務先に所属していて年度内に育児休業から復帰する。 ※育児休業法による育児休業を取得して今年度内に復職が決まっている場合は、年度内の予約入所ができます。 ※原則として、育児休業終了日が1日～13日の場合は復帰前月の初日入所、14日～31日の場合は復帰当月の初日入所となります。	育児休業から復帰
⑦	火災や風水害、地震などの災害の復旧にあたっている。	家庭の災害
⑧	仕事をするため求職中又は起業準備をしている。 (就職又は起業活動期間として3か月間に限る) ※就職又は起業後は、在職証明書又は就労証明書の提出が必要です。	保護者求職中
⑨	虐待やDVのおそれがある。	虐待・DV
⑩	育児休業取得時に、既に入所している子どもがいて継続入所が必要である。	育児休業中
⑪	その他市長が認める前各番号に類する状態にある場合	その他